

アベノミクス成長戦略に立脚した 特許情報戦略の構築

Development of information strategy based on the growth strategy of Abenomics

一般社団法人発明推進協会 参与（知的財産研究センター長 アジア太平洋工業所有権センター長） **扇谷 高男**

PROFILE: 特許庁特許管理企画官、特許庁審査企画官、京都大学客員教授、内閣府参事官、特許庁審査第三部首席審査長、工業所有権情報研修館人材開発統括監を経て、2010年4月より現職

✉ t-ogiya@jiii.or.jp

TEL 03-3502-5440

1 成長戦略に記された知的財産関連事項

本年6月14日に、アベノミクス第3の矢である成長戦略が閣議決定された。この成長戦略では、その基本的考え方の中で「チャレンジ」、「オープン」、「イノベーション」を3つのキーワードとして取り上げ、成長への道筋として、①民間の力を最大限に引き出す、②全員参加・世界で勝てる人材を育てる、③新たなフロンティアを作り出す、という3つのベクトルを示している。

この3つのキーワード、3つのベクトルは、いずれも知的財産に深く関連したものである。特に、「③新たなフロンティアを作り出す」の項では、オールジャパンの対応で「技術立国・知財立国日本」を再興するとし、日本人の知恵・創造力を発揮して、世界最高の「知的財産立国」を目指すとして明記されている。

また、具対策を列挙した3つのアクションプランのうち最も多くのスペースを裂いた「日本産業再興プラン」の中に、数多く、知的財産関連施策が提言されている。

これらのことは、我が国が、その国家戦略の中で、知的財産を最も重視すべき資源の一つとして位置付けていると言っても良いのではないかと。

この新たな国家戦略の下で、特許情報をどのように戦略的に提供・活用していくべきかについて、考察したい。

なお、ここでいう特許情報とは、当然のことながら、特許出願関連情報だけでなく、知的財産全般を含むものとして取り扱う。また単に出願書類に記載された事項だけでなく、それを加工した二次情報、三次情報、さら

には、例えばサムソンvsアップルの訴訟関連記事といった直接出願に関係はなくとも知的財産に関する情報全般を含むものとして取り扱う。ただ知的財産全般の情報のことを表現するのに、「知的財産情報」というよりは「特許情報」の方が一般的であるので、あえて「特許情報」という表現を用いることにする。

2 知的財産の視点から見た成長戦略

知的財産という視点からアベノミクス成長戦略を見直してみると、明らかに、グローバルな知的財産権の取得・活用を積極的に推進しようとしている。そしてターゲットをアジアやその他の新興国に絞り込んでいるように見える。これは、国際的調和を目指し、欧米プラス中国・韓国といった知財先進国との協調を中心としたこれまでの知的財産施策から、大きく舵を切ろうとしているようだ。

また、イノベーションに対して注力する方向が打ち出されているが、成長戦略の中での「イノベーション」は、「科学技術イノベーション」に特化しているように見られる。もちろん、優れた研究開発成果を次々と生み出していくべきであることに異論はないが、その研究開発成果を実用化・事業化し、さらに市場獲得につなげていくためには、単に特許権だけではなく、実用新案権、意匠権、著作権、更にはノウハウやブランド等々、様々な知的財産権を視野に入れて、どう権利化し、どう活用するかを戦略的に考えていく必要があるように思われる。

一点、気になるのは、知的財産の創造及び権利化に関

して様々な施策を展開しているが、その活用に関しては、国際標準化の推進が挙げられている程度で、その他には具体的な対策が講じられていない点だ。好意的に解釈すれば、知的財産の活用はビジネスに直結しているものであり、それは民間に任せるとのことなのであろう。

3 今後重要性が高まる特許情報

特許情報活用の目的は、非常に多岐にわたっている。

(図1)

知的財産立国実現のためには、企業が知財戦略を研究開発戦略、事業戦略と三位一体的に推進することが必要不可欠であることは、もはや誰もが認めていることであり、そのために、研究開発部門及び事業部門に有用な特許情報を提供することが、知的財産部門の最も重要な役割の一つとなっている。

今回の成長戦略で、「世界最高の知的財産立国を目指す」とうたっているが、そのためには、研究開発戦略や事業戦略、更には経営戦略の構築に貢献する特許情報の提供、換言すれば専門性の高い特許情報調査結果の提供が必要となってくるであろう。その意味で、図1に記載された目的のうち、専門性の高い調査が求められる①研究開発の狙い目の発掘、②海外展開（特許明細書の作成、権利行使）、及び③三位一体戦略の企画立案等を目的とする特許情報が、今後重要性が高まっていくであろう。

(1) 研究開発の狙い目の発掘

イノベーション推進のためには、新しい研究開発成果や新しいビジネスモデルを生み出し、市場を獲得していかなければならない。しかし、全くの新規事業分野への進出は、コスト負担が大きく、リスクも大きすぎる。それよりも、既存の知的財産を活かしてアジアやその他の新興国等のニーズにあった製品やサービスを提供していく方が、効果的かつ効率的ではないか。我が国はこれまで、最先端の研究開発・技術開発に全精力を注いできた。しかし、その結果はどうであったか。多額のコストをかけて世界初の技術を完成させ、新製品投入直後は世界シェアの大半を獲得するが、すぐに類似品が出てきてシェアを落とし、利益は競合他社に持っていかれてしまう。それで、もっと優れた技術を、優れた製品を、と更に多額の投資を行い、・・・こんなことの繰り返しではなかったか。

そろそろ方向を変えて、低コストでそれなりの性能の製品やサービスを、アジアやその他の新興国のニーズに合った形で投入していく、そのための研究開発にシフトしても良いのではないか。そのためには、ターゲットとなる国の消費者ニーズを見極めるとともに、それぞれの国での知的財産出願状況等を把握・分析して、それぞれの国で権利取得できるような技術改良を施し、知的財産権として積極的に権利確保していくことが、より有効で効果的ではないか。

このことを踏まえると、アジアやその他の新興国の知

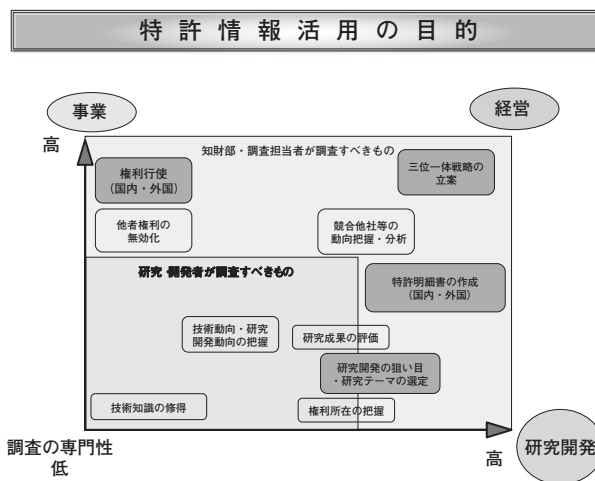


図1 特許情報活用の目的

的財産出願状況に関する様々な分析情報が、極めて重要となってくるように思われる。

(2) 海外展開対応

グローバルな知的財産権の取得・活用のためには、どの国で、どのような知的財産権を取得するかを、これまで以上に戦略的に検討しなければならない。しかも、その対象国が、アジアやその他の新興国等にシフトしてきている。換言すれば、これまであまり制度や運用について詳しく知らない国にも、出願しなければいけない状況となりつつある。また現地代理人に丸投げしていた国についても、権利取得が適正になされているかを自ら確認していかなければならなくなっている。

また、適正な権利行使のためには、それぞれの国におけるエンフォースメントの仕組み、関係機関、手続きに関する情報を把握するだけでなく、手続きを円滑に進めるためのノウハウを入手しなければならなくなっている。これまで、我が国企業は、手続きや運用での不透明さを嫌って、権利行使に対して積極的ではなかった。しかしこれからは、訴えられない限り他者の技術でも勝手に使用するような競合企業、他者のブランドやデザインを平気で盗用するような企業等を相手にしていかなければいけない時代である。

このことを踏まえると、アジアやその他の新興国の知的財産権制度やその運用、具体的には、審査基準や審査の運用等に関する情報、出願様式やオフィスアクションとその対応、その国特有の制度運用等に関する情報が、

これまで以上に重要となってくるように思われる。また、権利行使に当たっては、手続きを円滑に進めるためのノウハウを熟知している現地代理人の活用が不可欠であることを踏まえると、アジアや新興各国の代理人関連情報も、極めて有用な情報といえることができる。

(3) 三位一体戦略の企画立案

ピーター・ドラッカー氏によれば、ビジネスとは、「顧客の創造」である。新たな顧客を創造するオリジナリティ豊かな新製品、新サービス、新ビジネスモデルの提供こそが、我が国企業が取り組むべき課題ではないか。ビジネスの要諦は、「事業リスクの最小化」と「事業機会の最大化」である。この両方を追求していくことによって、事業競争力の持続的維持・強化が図られていくのである。「知識社会」のただ中にある現代において、この二つの面に、知的財産マネジメントが強く貢献するようになっている。(図2)

ところが我が国企業の多くは、知財マネジメントが適切であるとは言い難い状況にある。具体的には、自社の知的財産を正しく評価できていない。大切な特許権を、維持費がかかるからといって放棄したり、不十分なノウハウ管理をしながら、技術流出が問題だと叫んだりしている。また、自社の知的財産だけを使用しようとする。大切なのは、ビジネスの成功である。オリジナリティ豊かな新製品、新サービス、新ビジネスモデルの提供である。そのためには、自前主義から脱却し、他者所有のものであっても有用な知的財産は積極的に活用すべきであ

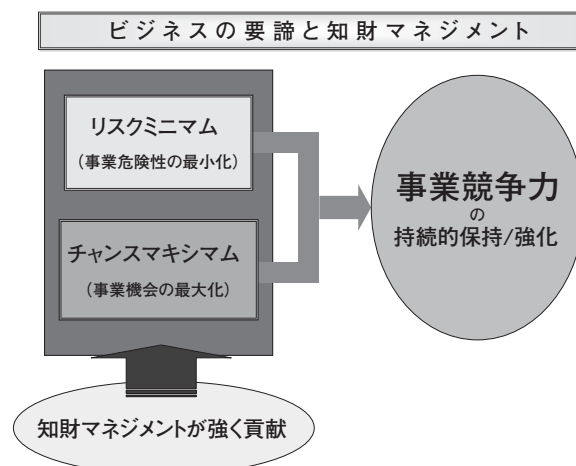


図2 ビジネスの要諦と知財マネジメント

る。

これからは、ビジネスの観点から、自社及び他者の知的財産の評価をこれまで以上に戦略的に実施していかなければならない。そのためには、真に有用なパテントマップの作成が望まれる。パテントマップについては、視覚的に美しいものが瞬時に作成されるソフトウェアが多く市場に提供されている。しかしながら、肝心の入力情報が、テキスト検索が分類検索で機械的に作成されているため、換言すれば1件1件読み込んで入力したものでないため、戦略的に活用できるものとはなっていない。これからは、専門能力の高い特許情報調査業務実施者が時間と労力をかけたパテントマップが求められる。

4 今後の特許情報戦略（案）

（1） 海外知的財産関連情報提供サービスの実現

海外知的財産関連情報については、これまで JETRO や特許庁が国費を使用して情報提供を行ってきたが、その性格上、公式に公表されている情報に限定されており、出願についての細かな留意事項、オフィスアクションの実際とその対応、権利行使手続きを円滑に進めるためのノウハウといった情報について、入手が難しい。また、リアルタイムの情報提供が困難である。またこういったサービスは、民間が実施すべきことである。

しかしながら、先に述べたように、アジアやその他の新興国における制度運用やきめ細かい取り決めといった情報が、今後実務上極めて重要になってくると考えられる。また、権利行使手続きを円滑に進めるためのノウハウを熟知している現地代理人の情報も、これまで以上に必要となってくるであろう。

このような政府レベルでは対応困難な海外知的財産関連情報の提供サービスを、民間のビジネスとして実現していくべきである。

（2） 日本の審査ノウハウ等の積極的提供

今後求められる重要情報の中に、審査基準や審査の運用を挙げておいたが、中国・韓国を除くアジアやその他の新興国における審査の実態は、その多くは、審査基準が整備されていないか、基準があったとしてもそれが実

務に十分に反映されていない。

そのような国には、日本の優れた審査基準や運用、ノウハウといったところを、FI・Fチームの活用、IPDL やAIPNの利用方法も含めて指導し、日本の審査手法を効果的に移植していく方が得策であるように思われる。アベノミクス成長戦略においても、その「日本産業再興プラン」の中の、「知的財産戦略・標準化戦略の強化」の具体的施策として、「アジア新興国への人材派遣・研修受け入れを強化する」と明記されている。日本の特許庁審査官をアジアやその他の新興国に積極的に派遣し、併せて、そのような国の審査官を日本に積極的に招聘して、日本の審査基準や運用を実務や実務に近い形で指導していくことを、日本の戦略として強力に推進していくべきである。また、それに加えて、eラーニング等様々なメディアを通じての審査実務関連情報の提供も、これまで以上に取り組むべきである。

（3） 専門能力の高い調査業務実施者の戦略的育成

真に有用性のあるパテントマップを作成するには、専門能力の高い特許情報調査業務実施者が不可欠である。機械的な単純作業ではなく、1件1件内容を読み込んで、ブレのない情報整理能力をフル稼働してマッピングすることにより、経営者が一目で理解できる戦略的パテントマップが出来上がるのである。特許情報調査業務に従事する者としては、依頼者である経営者や研究者のニーズを正確に把握し、調査目的を明確化して、最善の成果を導き出す高度な能力を有する者が求められているようである。

このような能力の高い特許情報調査業務実施者は、企業にとって、知恵袋であり、参謀であり、軍師である。しかしこのような能力は一朝一夕で獲得できるものではなく、長年の経験によって身につけていくべきものである。このような能力の高い特許情報調査業務実施者は、必ずしも大企業にのみ必要というわけではない。むしろ知的財産管理体制が不十分な中小企業や、大学、公的な研究機関にこそこのような人材がいて、経営者や研究者のニーズに応えることが必要になってくるのではないかと考えられる。

このような能力の高い特許情報調査業務実施者を戦略的に育成していく仕組みを、速やかに構築すべきである。